

令和7年度 引き上げ分の地方消費税市町村交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)	地方消費税交付金のうち社会保障財源化分	33,000 千円
(歳出)	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	583,915 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

区 分	経 費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国・道支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉	300,927	141,828	4,300	2,854	13,677	138,268
社会福祉事業	170,507	109,783		2,544	5,237	52,943
老人福祉事業	49,309	540	4,300	309	3,975	40,185
児童福祉事業	81,111	31,505		1	4,465	45,140
社会保険	102,132	0	0	0	9,193	92,939
介護保険事業	102,132				9,193	92,939
保健衛生	180,856	28,668	38,000	1,651	10,130	102,407
保健衛生事業	141,029	23,158	38,000		7,189	72,682
予防事業	39,827	5,510		1,651	2,941	29,725
合 計	583,915	170,496	42,300	4,505	33,000	333,614

- 消費税交付金のうち社会保障財源化分は、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生のいずれかに関する施策）に充てるものとされている。（社会保障4経費：制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）
- 「社会福祉」は、障害者福祉事業、高齢者福祉事業、児童福祉事業など
「社会保険」は、介護保険事業など
「保健衛生」は、医療に係る施策、健康増進対策など
- 各区分における「社会保障財源化分の市町村交付金」は、「地方消費税交付金のうち社会保障財源化分」を一般財源額で按分。